

予算常任委員会会議記録（概要）

令和3年12月6日（月）

開 会 午後1時15分

【議 事】

○議案第101号「令和3年度所沢市水道事業会計補正予算（第1号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第101号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第102号「令和3年度所沢市下水道事業会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第102号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後1時16分）

（説明員交代）

再 開（午後1時17分）

○議案第99号「令和3年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画
整理特別会計補正予算（第2号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】

浅野委員

事業が7年間延長になるということだが、事業を延長した理由は。

新井狭山ヶ丘区画
整理担当参事

平成27年から現在までの進捗として、平成29年3月に仮換地指定を実施し、その後、並行して土地の立入りや調査をお願いしてまいりました。丁寧な交渉をしてきたことで、平成30年には一定の御協力が得られまして測量や物件調査をすることができ、進捗が得られました。しかし、その先にあります契約や道路工事等がまだ終わっていないことから、7年間の延長を今回議会にお諮りいたしました。

浅野委員

事業を延長することで、今住んでいる方に影響することはないか。

新井狭山ヶ丘区画
整理担当参事

物件の移転がありまして、地権者の建物や農作物等がありますので、補償契約を締結してから、それらの支障物を移転する。その後に道路工事、下水工事等に入っていく予定です。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第99号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午後1時21分)

(説明員交代)

再 開 (午後1時23分)

○議案第100号「令和3年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

議案資料ナンバー2の39ページ、訪問看護療養費の不足が見込まれるということで、65歳以上のレセプト件数は、当初件数の900件から1,100件に増加する見込みとなっており、64歳以下については、件数はそのまま、金額が2,000円増加、65歳以上は件数が増加しているということでは、どういった内容の増加が見込まれているのか。

石川国民健康保険
課主幹

訪問看護療養費については、在宅医療の推進もあり、ここ数年は被保険者数が減少しているにも関わらず、実績額として年々増加してきております。このことを踏まえ、令和3年度の当初予算では、前年度と比べ約16%増の当初予算を組んでおりましたが、それにも関わらず不足という形になっております。不足になった理由としては、新型コロナウイルス感染症の流行があり、病床数が不足していったことや通院を控える方が増えたことなどにより、在宅医療のほうに流れたのではないかと考えています。

城下委員

議案資料ナンバー2の38ページ、国民健康保険窓口業務等委託事

業、これを単年度契約から複数年契約に移行するということだが、複数年契約に移行するに当たって、こういった議論をしたのか。

石川国民健康保険
課主幹

国民健康保険課では、以前より窓口業務を委託しておりましたが、ここ数年は指名競争入札によって業者を選定しておりました。ここ数年は同一業者で落札されていたところですが、国民健康保険課では大変業務が多岐にわたっており、制度等も複雑なことから、業者が毎年変わることになりますと、かなりの準備期間を要することとなり、その都度ある程度の労力が必要になってしまうということで、この度、複数年契約ということでお願いしたものです。

城下委員

国民健康保険は制度改正が毎年のようにあり、内容的にも複雑なので、専門的知識が求められていると思う。だからこそ、直営で市が直接やっていくことが大事だと私たちは思っている。コロナの中での人的確保という点では大変御苦労されているのは分かっているが、翌年度以降の見込み額の中の令和4年度、令和5年度、令和6年度と少しずつ金額が上がっているが、同一労働、同一賃金ということで適正な単価は必要なことなので、これは働き方改革という部分での賃金のアップという理解で金額が明記されているということでよいか。

石川国民健康保険

賃金のベースアップ分の増として見込んでいます。

課主幹

城下委員

業務委託人数が3人ということで、人の定着率についてもいつも質疑させてもらっているが、人員の配置は固定された人の配置を要望されているのか。また、繁忙期にあつては4人とのことだが、繁忙期というのは年度初めを位置付けているのか。

石川国民健康保険

課主幹

人員の配置については、人数を3人ないし4人ということにしているものです。繁忙期については4人ということで、月初と週初め、祝祭日明け、納付書の発送時期の数日間を繁忙期として4人としているものです。

城下委員

常時いる方については、なるべく同じ人が継続的に業務に就いていただけのような仕様書なり、要望なりをしているのか。

石川国民健康保険

課主幹

こちらで指定しているのは人数ですが、業務に支障がないようにということで、業者のほうで新しい方が入ったときについては、指定した人数を上回る形で、研修担当の方に来ていただいています。そういった形では支障は出ていない状態です。

小林委員

経験がない新しい方の時給は、幾らぐらいということで換算されてい

るのか。

石川国民健康保険
課主幹 委託業者のほうで決めていることですので、時給等は把握しておりません。

小林委員 人件費ということでは総額としてというだけになるのか。業者のほうから、これだけお願いしますという感じになってくるのか。

石川国民健康保険
課主幹 こちらのほうでは、月額費用額ということで請求を受けている形で、時給が幾らだから請求額が幾らということで金額を示されているわけではないです。

小林委員 新人の方も一緒になって業務を覚えられるようにということで、人数よりも多く来ているという話があったが、業者のほうでは、専門的な部分について研修するという事はしていないのか。

石川国民健康保険
課主幹 専門的なことと申しますか、任意ではありますが、年度当初に国民健康保険課内で職員の研修を行っておりまして、その際に参加させてほしいという意向が毎年あり、一緒に細かい業務内容について学んだりしているところです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第100号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後1時33分）

（説明員交代）

再 開（午後1時34分）

○議案第98号「令和3年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」

(経営企画部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

休 憩 (午後1時35分)

(説明員交代)

再 開 (午後1時36分)

(市民部)

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

ストリートピアノの事業で、始まってからの利用人数、それを見ていた方の人数を分かる範囲で伺いたい。

瀧澤文化芸術振興

担当参事

観覧者の数はこちらでは押さえていませんが、演奏する方については、9月から11月末までの3か月で、延べでおよそ6,500名とカウントしております。

石本委員

これから寒い時期となるが、寒さ対策はどうされるのか。何もしないで、寒ければ寒い中で我慢して弾いてくださいということなのか。その

辺の寒さ対策をどう考えているか。

瀧澤文化芸術振興
担当参事

こちらの空間はグランエミオの施設内ということになりまして、駅を利用する方、施設を利用する方、いろいろな方が利用できる場所ということになりますので、ピアノについて、冬場の寒い時期の対応というのは特に考えておりません。

石本委員

他の自治体でもやっている事例があるわけだが、他でもあまり寒さの対策はしていないのか。

瀧澤文化芸術振興
担当参事

冬場の時期の対応等について特段確認はしておりませんが、そのままピアノが置かれているということを把握しております。

石原委員

ピアノの増設、場所を増やしていく考えについて、駅でやっているところもあるし、公共施設の庁舎でやっているところなどいろいろあると思うが、所沢市の考え方について、改めて伺いたい。

瀧澤文化芸術振興
担当参事

ピアノの増設については、設置場所の確保が難しいというところがありますので、このたび設置しましたピアノの運用状況等を十分に踏まえたいと考えております。

石原委員

ピアノ本体についてだが、今回、寄贈を受けてという話だったと思うが、このピアノは基本的には寄贈いただいて増やしていくのか、どこかで市が用意するのか、その辺はどのようなスキームでやっていくのか。

瀧澤文化芸術振興

担当参事

今の時点では増設について検討等をしておりませんが、今回は寄贈いただいたということがあり、置くことができましたので、そのときのタイミングで判断したいと考えております。

大石委員

管理運営について質疑したい。大変すばらしい事業で続けていただきたいと思う。当初は文化芸術振興課の職員が管理されていたと思う。大体、1か月当たりどのくらい職員が張りついて管理運営をしなければならなかったのか。また、今ではボランティアを募集されて、鍵を閉めたりとかの管理に参加していただいているということだが、その状況について説明いただきたい。

瀧澤文化芸術振興

担当参事

設置当初、9月は緊急事態宣言中ということもあり、新型コロナウイルスの感染防止などをしながらストリートピアノを御利用いただくということがありました。また、ストリートピアノが初めて市内に置かれるということになりましたので、皆様が円滑な演奏や鑑賞ができるようにということで、市の職員が常時見守りをしておりました。こちらは土日についても同じです。10月に入り、演奏される方、鑑賞する方、そ

の場ではいろいろ、経験が蓄積されてきたということもあり、運用が円滑に行われるようになったことから、市の職員の滞在時間を少しずつ短くしまして、12月については、ボランティアの方にカバーの開け閉めを主にお願いしている状況です。

大石委員

西武鉄道にお貸しいただいているわけだが、今後、グランエミオと一緒に、管理を一緒にしていくようなことは検討していないのか。

瀧澤文化芸術振興

グランエミオとはこれまでも管理についての協議をしておりました。

担当参事

その中で、今のやり方というところが定まって運用しているところです。

小林委員

椿峰コミュニティセンター別館でナラ枯れが発見されて10本というところで、これを特定するのはなかなか大変だったと思う。発見について伺いたい。

吉永地域づくり推

発生した時期は定かではないのですが、令和3年7月頃に新所沢コミ

進課主幹

ュニティセンターの職員が別館を訪問した際に、別館の職員から報告を受け、そこで何本か確認しました。その後、みどり自然課に確認を依頼し、今回10本ということが分かりました。

休 憩 (午後 1 時 4 6 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 1 時 4 7 分)

(福祉部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

今既に認知症の方で施設を利用されている方とかもいらっしゃる。そういう方たちへの事業の情報提供というのはどのように提供されているのか。

田中高齢者支援課
長

該当する方については、地域包括支援センター、ケアマネジャーを通じて提供するというのはもちろんなのですが、ホームページや広報といったいわゆる一般的なツールも使いながら広く周知していきたいと考えております。

城下委員

今回、QRコードのシールを1,000シート購入して無償配布するわけですね。実際に今、どれぐらいの方が認知症という形で市として把握しているのか。この数字とイコールになっているのか説明していただきたい。

田中高齢者支援課 人数については、今、把握できる限りで700人を把握しております。

長 ただ、全てを完全に把握しているわけではありませんので、埋もれた方も今回、これをきっかけに発見できるのであれば、そういった方にも、もちろん、該当すれば提供したいと考えております。

城下委員 事業の概要のところでは、認知症の高齢者というふうに書いてある。高齢者という形で対応されるのか。例えば、若年性の認知症の方もいる。そういう方たちも対象として見ているのか。

田中高齢者支援課 そういった方も必要に応じて、こういったツールを提供したいと考えております。

長

石本委員 仕組みとしては全国で先駆的だということだが、QRコードをつけた事例でいくと、入間市などはかなり前からやっている。QRコードで認知症の徘徊の対策をしたところで、どういう総括をされているか説明いただきたい。

田中高齢者支援課 近隣市に確認したところ、このシールの存在がまだまだ一般的ではないので、このQRを読んで、家族につなげるというところがまだまだ周知しきれていないところを課題と考えているところが多いという印象でした。

長

石原委員

議案資料ナンバー2の15ページ、株式会社セブン—イレブン・ジャパンのところで、トコロみまもりネット協力事業所としての見守り活動というふうに記載があるが、具体的な見守り活動というのは、セブンイレブンの店員が行うのか。どういふふうに行っていくのか。

田中高齢者支援課
長

個別の支援については、基本はその場にいらっしゃる店員にお願いしているところです。

石原委員

店員の個別の動きというのは具体的にどういふ場合が想定されているのか。

田中高齢者支援課
長

気になる高齢者を見かけたら、積極的な声かけをしていただいて、場合によっては一時的に保護していただくことをやっていただいております。

石原委員

今回、3者で始まったということで、トコロみまもりネット協力事業所は増えていくのか。

田中高齢者支援課
長

事業所数ということであれば、53の法人等に御協力いただいているところです。

西沢委員

利用者がQRコードに自分の住所とか、電話番号とか登録できると思うが、中には個人情報を知られたくないということで、連絡先を地域包括支援センターなどにしたいと思う人もいると思う。そういう対応はできるのか。

田中高齢者支援課
長

登録については、御本人の情報というのは基本的に、発見者には知られないようになっております。ただ、もし発見されたときに、自分の電話番号に電話してほしいということであれば、電話で直接、発見者と通話ができるというようにはなっているのですが、住所だとか名前だとかそういったものは登録しませんし、相手方に知られることもない、そういう設計になっているところです。

西沢委員

そうすると、発見した人はQRコードを読み取りますよね。そこから株式会社マップルのホームページか何かに行くわけですよね。そこに、ここで発見しましたよということだけ、そこまでを行うということか。

田中高齢者支援課
長

単に見つけたよという情報も送れますし、位置情報も送れます。もし何かしらコメントを付けたのであれば、元気にしていますよとか、そういったコメントも送れる、そういう設計です。

西沢委員 マップルを通じて、迷い人になっている方のところに通知がいくというシステムか。

田中高齢者支援課 発見者が送れる限りのデータを一旦、マップルのサーバーに送って、
長 その情報が登録されているメールアドレス、御家族のほうに送れるという仕組みです。

石本委員 例えば、小さいお子さんが心配だとか、さすがに犬や猫につけるとい
う方はいないと思うが、そういう実態の把握の調査というのは事業が始
まってからどのタイミングでするのか。

田中高齢者支援課 今は高齢者700人を目安に配布はさせていただくのですが、登録さ
長 れた数が何件で、どれぐらい活用されたかということについては、マッ
プルから情報提供いただきまして、検証については行っていく予定です。

石本委員 本来は高齢者に使われるべきものだけど、実際やってみたら、意外と
4割ぐらい同居する子供に使っている数が多かったとか、そういう年齢
要件の情報というのは来る予定になっているのか。

田中高齢者支援課 年齢については、今のシステムでは分かりません。

長

小林委員

介護認定を受けているというのが前提となるのか。

田中高齢者支援課

そういった認定を受けている方もいらっしゃいますが、認定を受けて

長

いない方でも徘徊の傾向があるということであれば、もちろん、御家族のために提供したいと考えております。

小林委員

家族の方がおかしいなと思えばいいということで、家族の方が直接、市や地域包括支援センターに連絡すればということでよいか。

田中高齢者支援課

例えば、広報の中でこういうツールがあると御存知になって、地域包

長

括支援センターとか訪問の前にお問合せいただいて、うちの家族がこういう徘徊をして困っているというようなことであれば、もうちょっと事情は伺うにせよ、当然、こちらのほうからこういったものを提供するという事は考えております。

中委員

今までの迷い人に対する市としての政策、ほんとメールで流されるとか防災無線というのがあったと思う。その他に何か対策というのは今までであったのか。

田中高齢者支援課

当課であれば、GPSの機器の貸出しを行ったりしております。

長

中委員

地域全体で見守りたいということで新たな施策かなと思う。そういうことであれば、3月当初の予算でもよいのかなという話もある。あえて補正に持ってこられた大きな要因だけ、お示しいただきたい。

田中高齢者支援課

長

最近、同じ県内で、認知症の方が徘徊で行方不明になったという事例がありました。2か月半で発見されたのですが、そのときは既に亡くなっていたと。全く同じ市内なのですが、発見まで2か月半がかかって、なおかつ死亡していたという事例もありますので、これについては、単なる徘徊ではなくて、最悪そういった結論もございます。そういった御家族のお悩みというのは我々もそういったことを聞く中で、なるべく、できる限り許される限り早く取り組みたいという、そういう思いで進めてまいりましたので、3月を待たずして、今回、補正で対応させていただいたところです。

休 憩（午後2時1分）

（説明員交代）

再 開（午後2時5分）

（こども未来部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

児童手当の部分、議案資料ナンバー2の16ページで、特例給付と現況届が廃止になるという改修だと思う。現況届については原則として不要と書いてある。提出義務が求められるケースというのが出てくると思うが、どういったものが考えられるか。

清水こども支援課
長

現況届が例外的に必要な場合については、具体例で申しますと、配偶者と離婚協議中であるような場合、住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給をされているDVの被害者の方である場合などが考えられます。

小林委員

改修概要で、高所得の主たる生計維持者ということで、年収1,200万円以上となっているが、主たる生計者ということで、夫婦で働いていたとしても、世帯でというのではなくて、1人がどちらか1,200万円以上だったら特例給付を廃止という理解でよいか。

清水こども支援課
長

児童手当については、夫婦の場合、より生計を維持する度合いの高い方の所得で判定しますので、例えば、お父様お母様がいたときに、いずれかの高いほうの所得で判定をさせていただきます。

小林委員

夫婦で働いていて、両方とも1,000万円以上だとか、世帯の生計

費ということでは非常に多くなるわけですね。その辺のことがやっぱりおかしいのではないかと思う。また、年収1,200万円以上にした意味について伺いたい。

主たる生計維持者ということで、夫婦で働いていてもどちらかが年収1,200万円以上の場合は特例給付は廃止ということになる。夫婦で働いていてそれぞれ、1,000万円ぐらい収入がある方については、給付の廃止にはならないという矛盾もあると思う。その前提で、年収1,200万円以上にしたという意味について伺いたい。

清水こども支援課
長

今回の所得制限額については、国が示してきた数字そのものを使っているところですが、どこで数字を切っていくかという考えの中で、1,200万円という数字で今回、上限を切らせていただくというようなところですね。一定以上の高いところと見込んでいったときに、このような金額になったのかと思います。

今回、1,200万円と言っているものは、お子さんが2人と配偶者を扶養に取っているときの基準額になるのですが、例えば、全く、配偶者も扶養にいれておらず、お子さんが生まれたばかりでまだ扶養に入っていない方については、1,071万円、大体1,000万円というところが収入額の目安の上限になっておりますので、恐らくは、そこから逆算しても1,200万円ということになっているものと推測しております。

小林委員

特例給付廃止前の現在の該当する方と、これが加わることによって、該当される方は何人になるのか。

清水こども支援課
長

現在、特例給付で給付を受けていらっしゃる方、令和3年6月の実績で、およそ親御さんの人数で3,000の方が特例給付で給付を受けていらっしゃいます。そのうち、今回、上限で該当する方がおよそ1,000人と想定しております。

休 憩 (午後2時11分)

(説明員交代)

再 開 (午後2時13分)

(健康推進部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

議案資料ナンバー2の20ページ、ワクチンの3回目接種協力金は、初めて市の独自の支援金ということで、医療機関への支援という立場で提案をされているということだが、議案説明を聞く中で今年度中に接種見込み回数を医療機関から出してしてもらおうということだった。あと数か月しか残り期間がないということで、医療機関にはどのような形で周

知をされるのか説明いただきたい。

小川健康管理課長 協力事業についての医療機関への周知ですが、議案をお認めいただいた際には、医師会又は医療機関のほうに周知をして、場合によっては説明会ということも考えられますし、せっかくの協力金ですので、遺漏がないように周知に努めてまいります。

城下委員 期間が今年度中ということでは、3月年度末ぎりぎりまで受付をするのか、締切りの時期は決まっているのか伺いたい。

小川健康管理課長 まだ具体的に申請の時期、また、申請の期限については決めておりませんが、今年度の予算で執行していくということですので、申請漏れがないような時期を期限としたいと思っています。

西沢委員 臨時交付金を使っていて、臨時交付金と市負担の半々位で予算を組んでいるが、どういうことでこのような予算組みになったのか伺いたい。

小川健康管理課長 地方創生臨時交付金については、市全体に対して交付されているものを今回この協力金の事業に一部使わせていただくということで、関係部と協議をさせていただいて、決めている状況でございます。

西沢委員

そうすると所管課としては、あらかじめ2,000万円位かかるだろうという事業費を見込んで、財務部との調整の中で1,000万円まで臨時交付金を使えるという見解だったと、こういう理解でよろしいのか。

小川健康管理課長

おっしゃるとおりです。当該交付金を活用している事業は市全体で幾つかあるかと思いますが、それらの最終的な実績が出た段階で、例えば協力金のほうの事業に更に交付金が充てられるということでありましたら、また、必要な予算を議会のほうにお認めいただくような議案をお願いしたいと思います。

城下委員

西沢委員の質疑の部分でもう一回確認をしたい。今回の予算のうちの1,000万円は地方創生臨時交付金を使っていて、残りは市の単独の財源ということで、今の説明だとまた新たに交付金が来た場合にはという話なのか確認したい。

小川健康管理課長

臨時交付金自体は市全体で幾らということで、全体の金額が示されており、予算化に当たりまして、その一部、約半分の交付金を充当し、残りを市負担という状況ですが、最終的に交付金を活用するそれぞれの事業で実績が出ますので、それによって市全体の交付金の中で、接種協力金事業に更に充てられるということでしたら、また、必要な予算の議

案をお願いさせていただければと思っております。

城下委員

今回こうした形で、市と交付金で半々で出す提案をしているが、全体を見て財源変更もあるという説明でよろしいか。

小川健康管理課長

おっしゃるとおりです。

休 憩 (午後 2 時 2 0 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 2 時 2 1 分)

(環境クリーン部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

ナラ枯れはブナ科の樹木が枯れてしまうらしいが、ほかの例えばケヤキとかに影響はないのか伺いたい。

奥村みどり自然担当参事

ナラ枯れの場合は、主にナラの木とクヌギです。ケヤキとかそういった木には寄生いたしません。

浅野委員

今回異常な被害で、椿峰コミュニティ会館とみどり自然課と公園課で

取り組んでいるが、ぜひ退治して欲しいと思う。かなり木がおかしくな
らないと気づかないというところで、ナラとクヌギは、普通の家にはな
いのか。民間の家とかあったらそこに虫が溜まっていて、6月になると
飛ぶと言っていたので、気づかなくて来年飛んで広がることも考えられ
る。市民に周知するとか、そこまでしなくてもよいのか。

奥村みどり自然担
当参事

普通の一般家庭の庭には、ナラとかクヌギはまずないと思います。市
街化調整区域内にある農家の屋敷林ですとか、そういう場所にはある可
能性があります。ただ少ないと思います。樹林地の中で農家が循環農法
をやっていたけれども、落ち葉を堆肥にするとか木を薪にするとか
そういうことにナラが使われてきたので、ほとんど樹林地の中にあると
思います。民間への周知についてですが、私どものほうで地域制緑地と
して里山保全地域とか特別緑地保全地区とか、そのほかいろいろと保全
地区がありますが、その中にある個人の方がお持ちのものについては、
私どものほうで処理をするようにしております。

また、保全地としてではないのですが、なるべく樹林地を残してい
たきたいということで、保存樹林というのがあるのですが、これは指定
して、管理から何からを民間の地権者の方にお任せしているんですけれ
ども、そこについては、樹林地を管理する助成金を少し用意していま
して、そこでナラ枯れが出てきたような場合には、交付できるかなと思っ
ています。それ以外の全く何も関わらないような樹林地も、実はそれが

一番多いのですが、そのほうはやはり市では手が出せないというのが一つで、現在は、広報ところざわにナラ枯れが出たら対処して下さいというようなPRはしています。個人的にこんな症状になったのだけど、というような相談があれば、何者かの業者を紹介したり、あるいは切る必要があるのかないか判断ができないというような場合も私どもの職員が出向きまして、これは切ったほうがよいですよとか、様子を見ましようとか、そういうフォローはしているところです。

小林委員

かなりの本数になるわけだが、みどり自然課のほうでも246本、公園課のほうでも238本、先ほどは椿峰別館で10本、防除の方法というところでは個々の樹木に対して対応するという方法しかないのか、一遍に何かできないのか伺いたい。

奥村みどり自然担当参事

樹林地全体を見渡しますと、何万本というクヌギやナラの木があります。どれに寄生するのか分からないわけで、防除ということになると、残念ながら現実的ではありません。寄生されてしまった木には3つ条件があり、夏頃なのに葉っぱが枯れる、2ミリ位の穴がたくさん空いている、根元に木くずがいっぱい溜まっている、この3つが揃って初めてナラ枯れと判断しています。それでも枯れる木と枯れない木とあります。枯れない木は若い木で抵抗力を持っていてそのまま枯れずに生き残ることもあり、3つの条件で完全に葉っぱが茶色くなっているような木は

切っていますが、やはり対処療法というか、防除薬を打つとか、名前が面白くてカシナガホイホイという製品があって、これは木に粘着剤の付いたシートを巻きますが、それでも防ぎきれませんし、元気な木に全部にやるということは不可能な状況ですので、なかなか悩ましいところです。

小林委員

緑は大切であり、緑がよくて所沢に住んでいるという人が多いので、大変な問題だと思っている。駆除のほうについては、全部伐採ということになっているが、駆除の方法で薬剤を使用するということは、全くしていない、しないということか。

奥村みどり自然担当参事

薬剤については、防除の薬剤は使いません。伐採した後の切り株のほうにもまだ若干いるので、そういったところにシューツとするような物もありますから、そういった物は使用していかうかと思っているところです。

小林委員

伐採した後の、切り株のところということだが、それは、人体にすごく影響があるとか、そういうことは大丈夫なのか伺いたい。

奥村みどり自然担当参事

例えば野菜であるとかそういうことではなくて、樹林地の木ですし、極々少量です。薬剤をかけた後、基本的にはビニールで囲うことになっ

ていますので、それを全部できるかどうかということは、あまりにも本数が多くなってしまったので、今、検討中です。直接人体に影響があるかどうかは限りなく少ないと思います。

小林委員

切った後のことについては、住民へ説明は特別しないということか。

奥村みどり自然担
当参事

特別に説明をする予定は今のところございません。

小林委員

予防方法ということでは切り株の後を覆って、液も使うということで、カシナガを防ぐ方法というのが他にもあるのか伺いたい。

奥村みどり自然担
当参事

先ほど来説明しているとおりに、防ぐ方法というのは、防ぐために薬剤を使うというのは考えていません。今、御説明をした薬剤というのは、切った後に中にいるので死滅させるための薬剤ですから、感染しないための薬剤使用ではないということです。薬剤のほうの毒性も、大体キンチョール程度と考えております。

小林委員

かなりの本数になっているが、まだこれ以上に見つかるという予想はあるか。

奥村みどり自然担
当参事

昨年度から、本格的にナラ枯れが市内でも確認され始めましたが、昨年度は全調査をして2桁の数字、92本でした。それが今年に入って400本ということなので、そこから推移すると、来年もすごいのではないかと思います。自然のことですので分からず、今年と同等かもしれないし、少なくなるかもしれないし、あるいは残念ながら多くなるというところは未知の状況です。

大石委員

切っていくしかないと思うが、その後、植林、緑を復活させていくための取組の考えを聞かせていただきたい。

奥村みどり自然課
担当参事

これから多くなっていくと山の緑が無くなってしまわないかという心配をされる声をよく伺います。ただ、山の中には他の木もたくさん生えておりまして、ナラの木が例えばここである区域の木を切ったとしても、それをもって緑が無くなってしまいう印象にまではならないかなと思います。

それと、植林をするというのではなく、直径の太い大径木を切り倒すと、今まで光の注がなかったところに光が注ぎだすわけです。ナラの木、クヌギも実を落としています。日光が届くことによって、今まで芽の出なかったいわゆるドングリとか、そういうものが芽を出し、根を張ってくる。自然に再生してくるだろうと。ほかから苗を持ってきて植えるよりは、環境に合わせて再生していってもらったほうが良いという考えで

おります。

大石委員

多分、みどり自然課が持っているところと、建設部で管理しているところと状況が違うのだなというふうに思う。私も狭山丘陵の自然の保全の団体と一緒に活動していくと、そういったドングリの芽というのは、萌芽更新といって武蔵野の雑木林というのはある程度、切って新しいものを育てていくというようなことが長年されてきているが、外来種、例えばセイタカアワダチソウのようなものが生息しだして、ドングリの生育を塞いでしまう、先に伸びてしまっているような状況が、この10年、20年見られるが、やはりその辺をきちんと管理しながら雑木林とか森の復元をしていく必要があるのではないかと思うが、お考えをお聞かせいただきたい。

奥村みどり自然課
担当参事

樹林地の管理については、日頃からパトロールをしたり、3年から5年の周期で下草刈りなどもしております。特に今回ナラ枯れが起きて伐採をしたところは私どもとしても非常にその後が気になりますので、そうしたところはパトロールの中でも重点的に行って行って、そういった外来種が発生したときには、早急に駆除していくような対応を図りたいと思います。

休 憩 (午後2時37分)

(説明員交代)

再 開 (午後 2 時 3 8 分)

(産業経済部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩 (午後 2 時 3 9 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 2 時 4 0 分)

(街づくり計画部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩 (午後 2 時 4 1 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 2 時 4 3 分)

(建設部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

- 大石委員 伐採後、植林などあるが、みどりをどのように復活させるか。例えば、北秋津・上安松土地区画整理事業地内のトトロの生まれたところなど、伐採したが、どのようにみどりを復活させていくのか。
- 市村公園課長 委員の御指摘の北秋津については、在来種の樹木を植樹しながら保存していく予定です。
- 小林委員 対象となる公園の数を伺いたい。
- 市村公園課長 9公園、5緑地について、ナラ枯れ被害の処理業務を挙げさせていた
だいています。
- 小林委員 公園の名称を伺いたい。
- 市村公園課長 所沢カルチャーパーク、鳩峯公園、大谷公園、東所沢公園、椿峰中央公園、上砂公園、滝の城址公園、松岡公園、亀ヶ谷公園、以上となります。
- 城下委員 カルチャーパークも今回の伐採の対象ということだが、遊具設置に伴い駐車場のために一部雑木林を伐採していて、それに加えて、ナラ枯れ

も伐採するという事で、緑を増やしていくということでは、どれぐらいの植樹をするのか。これからやってみないと分からないのか。

市村公園課長

ナラ枯れ被害については、埼玉県に確認したところ、被害は発生から5年程度及ぶということですので、被害が収まった時点で、状況に応じて在来種などの自生とともに検討していく予定です。

浅野委員

大谷公園は松が丘でよいか。

市村公園課長

そのとおりです。

浅野委員

ナラやクヌギがない公園は被害がないということか。

市村公園課長

基本的には、ナラ、クヌギ、ミズナの被害が多いです。

浅野委員

虫が飛んで別の木に行くと聞いたが、この虫はかなり飛ぶのか。

市村公園課長

埼玉県に確認したところ、風に乗って数km飛ぶと聞いています。

城下委員

カルチャーパークのまさに隣が航空記念公園となるが、今回の9つの公園に入っていない。管理が県であるから、ナラ枯れの対応については

県が行うということか。

市村公園課長

航空記念公園についてはことしも被害が出ていると聞いています。埼玉県が措置を行う予定です。

休 憩（午後2時50分）

（説明員交代）

再 開（午後2時51分）

（教育委員会）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩（午後2時52分）

（説明員交代）

再 開（午後2時53分）

（財務部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

地方交付税については、当初はどのように見込んでいたのか。

新井財政担当参事

当初予算で見込んでいた普通交付税については、15億円です。

浅野委員

かなり多くなっているが、全国的に多くなっているなど、特徴があれば伺いたい。

新井財政担当参事

普通交付税については、臨時財政対策債と考え方は同じとなりますが、基本的には税収などの基準財政収入額と見込まれる経費の基準財政需要額を差し引いた差額、不足する部分が地方交付税と臨時財政対策債に振り分けられて交付されるものです。本市の場合は、15億円ということで交付税を見込んでいましたが、臨時財政対策債を含めまして、特に社会福祉費や高齢者保健福祉費など、福祉の関係部分について基準財政需要額が多く算定されたというところがあります。そういったところから、本市の場合は、足しますと約22億円となります。埼玉県内の人口同規模の自治体については同様に増えている傾向があります。一つには国勢調査人口の最新の速報値を使っているということもあり、人口が全国的に減っている中でも埼玉県内は増えているということが少なからず影響して増となっていると分析しています。

城下委員

財政調整基金繰入金については、今回23億円の補正をするが、年度末残高は67億円と議案質疑でもあったが、これについては、67億円

という金額は聞いたことがない。今までで一番多い金額なのか。

新井財政担当参事

あくまでも12月補正後の時点となりますが、約67億6,000万円については今までで一番多い額となります。

城下委員

その一番の要因は何か。

新井財政担当参事

今回、大きく増えている要因は先ほど申し上げました交付税と臨時財政対策債が多く配分されたということが一つです。もう一つは、令和2年度の決算が固まり、繰越金が多かったということがあります。その要因としてはコロナ禍において事業を中止または縮小せざるを得なかったことや、医療の関係では受診控えがあったなど、そういったことがあり、実際に執行できなかった額が多かったということで繰越金が増えたことが基金の積立てに影響したものと考えています。

石本委員

12月段階で繰越金が54億円というのは、相場感としてどうなのか。

新井財政担当参事

前年度繰越金というのは、令和2年度の繰越金ですので、繰越金の額としては、例えば令和元年度の繰越金は44億円ですので、例年と比べると10億円ほど多いといったところです。

石本委員

繰越金も10億円多く出ました。財政調整基金も過去最高額である。簡単に言うと、先ほど不用額とあったが、事業など、予算を組んだが使い切れなかったのが、想像以上にあったという感覚なのか。思ったよりも幾らくらい使いきれなかったのか。この2年間でやれた事業とやれなかった事業がどんな感じだったのか。

新井財政担当参事

令和2年度の9月定例会に提出した補正予算において、コロナ禍において実施できない事業について、財源確保するためという趣旨で多く減額をしています。加えて、令和2年度末、令和3年3月定例会において、契約差金などについて減額をしています。実際に54億円繰越金が出たのは、そういった例年のように事業費が確定しているものについては減額の補正のお願いをしましたが、医療費の関係の受診控えについては、まだ執行中であったので、減額補正をしておりませんでした。それらの積み重ねで多くなったと分析しているところです。

【質疑終結】

休 憩（午後3時2分）

（説明員交代）

再 開（午後3時17分）

【意見】 な し

【採決】

議案第98号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

◎閉会中継続審査申出の件

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 (午後 3 時 1 9 分)

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和3年第4回（12月）定例会

予算常任委員会

予算に関する事項について